# 地方青少年問題協議会法 （昭和二十八年法律第八十三号）

#### 第一条（設置）

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

#### 第二条（所掌事務）

地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

###### 二

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

##### ２

地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

#### 第三条（組織）

地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

#### 第四条（相互の連絡）

地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

#### 第五条（経費）

国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

#### 第六条（条例への委任）

この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三二年六月一日法律第一五八号）

この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和三七年四月一六日法律第七七号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四一年三月三一日法律第一六号）

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号）

この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

##### ５

従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

##### ６

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

# 附　則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

#### 第二十八条（委員等の任期に関する経過措置）

この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

###### 一から五まで

略

###### 六

青少年問題審議会

#### 第三十条（別に定める経過措置）

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

# 附　則（平成二五年六月一四日法律第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章

#### 第十一条（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。